

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存と活用に関する課題

本市には重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）に選定されている^{はまなかまち}浜中町^{はちほんぎしゆく}八本木宿^{はましようづまちはまかなやまち}と^{くさぶき}浜庄津町^{はましようづまちはまかなやまち}浜金屋町の2地区をはじめ、その内外に社寺や草葺民家など、本市の歴史を語る上で重要な多くの歴史的建造物が残っている。しかし、老朽化し、崩壊の危険性が出ている物件もあり、適切な保存と効果的な活用が十分ではない。

既に整備している歴史的建造物もあるが、継続的な維持管理が負担となることや、公開活用が十分でないことが課題となっている。

一方、保護措置の図られていない歴史的建造物が多数残り、修理にかかる費用が所有者等の負担となることや、伝統的な技術の継承が不足していることなどから、老朽化に歯止めをかけることができず、適切な維持管理ができない場合がある。

空き家化する歴史的な建造物も増えており、空き家となった歴史的な建造物の活用を希望する市外からの移住者に対し、改装費の一部や、家賃の一部を助成する制度を設けて、活用促進を図っているが、所有者の高齢化や相続等の問題により十分な管理・活用ができない建造物も多い。



写真 荒廃が進行する空き家

(2) 歴史や伝統を反映した人々の活動に関する課題

本市には^{ふりゅう}浮立や獅子舞といった多彩な民俗芸能が継承されているが、人口減少、少子高齢化が進み、地域の歴史や伝統を継承する担い手が減少を続けているなど、活動や技術の継承が困難となっている。

^{めんぶりゅう}面浮立の面や獅子舞の面といった民俗芸能を支える道具も老朽化してきており、地区内での道具の修理や更新が不可能となった地区は外部へ委託しなければならず、修理費用の負担が大きくなることや、外部の職人が製作することにより完成品が古くから伝わるものと微妙に異なったデザインで納品されるなどの問題も生じている。

さらに^{はまがわ}浜川を利用した昔ながらの生活が続いている中、継承を支える措置が講じられておらず、伝統を反映した生活が希薄化していく危険性がある。

(3) 歴史的建造物を取り巻く環境に関する課題

本市には、重伝建地区をはじめ、各地に歴史的建造物とそれを取り巻く良好な環境が残っている。しかし、歴史的建造物を取り巻く環境整備や景観保全の取組みが十分でないことが課題となっている。

歴史的建造物の周囲には、手入れが行き届かない空き地や、繁茂する草木、景観に未配慮の工作物が景観を阻害する要素となっている。例えば、来訪者が多く訪れる祐徳門前町では、明治期～昭和初期に建築された木造の歴史的建造物が多数並んでいるが、昭和40年(1965)代に設置された商店街のアーケードによって正面の特徴的な形態意匠が隠されており、参拝者等に利用される肥前浜宿と祐徳稻荷神社を結ぶ道路のうち、浜川沿いの旧参道であった道路には、路面の老朽化や景観に配慮されていないガードレールがあり、旧参道としての雰囲気^{ゆうとく}が損なわれている。

また、伝建地区内では歴史的建造物とその周辺環境を災害から守るために、防災公園や消火設備の設置に取り組んできたが、市全域では歴史的建造物における災害に対する備えが十分でないところがある。

加えて、重伝建地区では「^{かしま}鹿島市歴史的景観条例」に基づき、その他の地域については「佐賀県屋外広告物条例」や「佐賀県美しい景観づくり条例」などの県条例に基づき、景観誘導に取り組んできたところである。しかし、景観法に基づく市独自の景観保全に向けた取組みはできていない。



写真 草木で荒れる空地



写真 祐徳門前町の参道



写真 景観に配慮されていないガードレール

(4) 歴史文化の認知に関する課題

本市には、市の宝ともいえる多数の文化財や伝統が残っているが、市内外に対して、効果的な情報発信が十分ではなく、将来的に市民や来訪者の歴史や文化に対する関心が希薄化していくことが懸念される。

市民に対しては、小学生が地域の歴史を調べ、作成した新聞を市民図書館に掲示するなど、若い世代が地域の歴史に親しみを持つきっかけとなる取組みや、地区毎の歴史に着目した、まちあるきパンフレットである「歴史さんぽ」シリーズを作成してきたが、

地域の歴史や文化をあまり知らない市民も多く、歴史や文化に触れる場や機会が十分ではないと思われる。

来訪者に対しては、HP、案内板の充実や、ボランティアガイドの育成を図り、情報発信の強化に努めているが、本市を訪れる外国人観光客が年々増加している中、これらの情報発信手段の多言語化については十分に対応できていない。

肥前浜宿へのアクセスや、肥前浜宿から祐徳門前町へ向かう途中のアクセスが明瞭でなく、来訪者が散策する際に必要な情報を容易に入手できない状態となっていることも課題である。

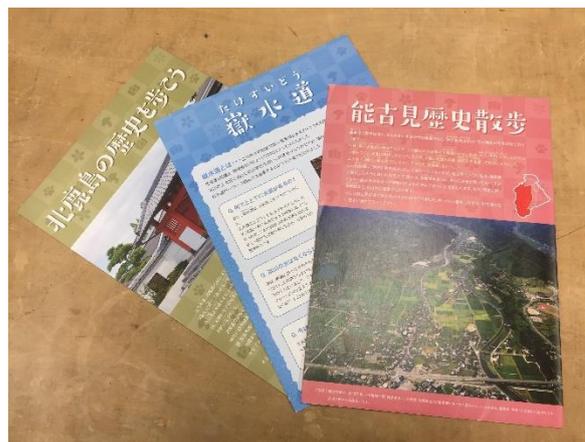
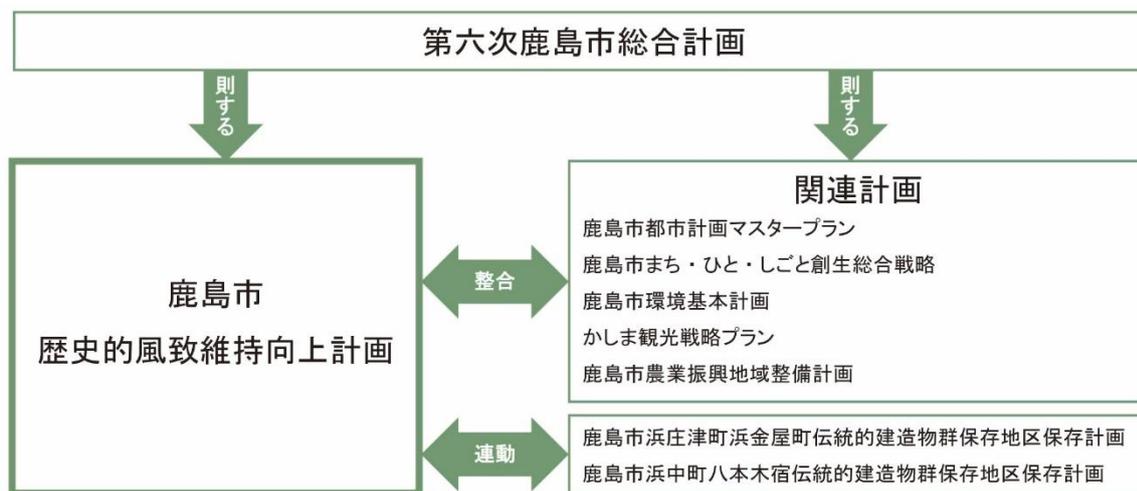


写真 『歴史さんぽ』パンフレット（一部）

2 上位関連計画の状況と関連性

本市では、総合計画や都市計画マスタープランをはじめ、まち・ひと・しごと創生総合戦略や観光戦略プラン等、歴史的風致の維持及び向上に関連のある計画も策定している。

これらの計画との連携や調整を図りつつ、本計画に基づく歴史的風致の維持及び向上に資する各種事業等を推進する具体的な計画として本計画を位置付ける。



図：関連計画との相関

(1) 第六次鹿島市総合計画（平成 28 年(2016)策定）

平成 28 年（2016）に策定した第六次鹿島市総合計画では、「みんなが住みやすく、くらしやすいまち」を目標都市像に掲げ、「豊かな自然や風土」「伝統や文化」「ものづくりの力」「地域コミュニティの輪」などの「鹿島らしさ」を活かしながら、みんなが安心して“働き”“暮らし”“育て”“学び”“楽しみ”、生涯を豊かに暮らしていけるようなまちの実現を目標としている。この実践のための施策の基本的な考え方として、

『しごと・ものづくり』『ひとづくり』『まちづくり』の好循環「みんなですすめるまちづくり」を目指しており、これを基に基本計画を定めている。

この総合計画において、都市基盤の整備、環境保全分野の「伝統的町並みおよび集落の保全と活用」（第3編第3章）として、重要伝統的建造物群保存地区（浜庄津町浜金屋町、浜中町八本木宿）の景観の保全に努め、伝統的な建物などの修理・修景事業の実施、道路美装化、防犯灯および案内板などの設置、空き家となった伝統的建造物の観光資源としての活用や入居者を募集し、定住促進を図るといった施策を示している。

産業の振興分野の「観光」（第3編第1章）においては、鹿島酒蔵^{ありあけかい}ツーリズム^{たらだけ}の推進や干潟体験など鹿島の素材を活かすこと、祐徳稲荷神社を核として、有明海や多良岳山系の自然、肥前浜宿などとの回遊性を高めること、道の駅鹿島の観光拠点機能の強化を目指すこととしている。

教育文化の向上分野の「文化」（第3編第4章）においては、指定文化財をはじめ歴史的文献や遺構、建造物の維持、補修といった歴史資料・伝統文化・民俗芸能・伝統行事などを継承・活用し、市民の郷土文化への理解を深める取組みや、新しい市民会館の整備による市民文化交流の場の提供といった文化芸術活動の創造・発信、多様な市民交流の拠点づくりに取り組むことを示している。

基本構想		基本計画	
		施策の項目	施策の具体項目
目指す都市像 みんなが住みやすく、暮らしやすいまち	施策の基本的考え方 ・「しごと・ものづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の好循環を目指す	1 産業の振興	1 農業・林業・水産業 2 商業・工業 3 新たな産業の創出と支援 4 観光 5 雇用と勤労者福祉
		2 福祉・保健・医療の充実	1 社会福祉（地域・高齢・障がい） 2 児童・子育て支援 3 生活困窮者支援 4 保健・医療
		3 都市基盤の整備・環境の保全	1 都市基盤 2 生活環境 3 自然環境 4 伝統的町並みおよび集落の保存と活用 5 安全・安心
		4 教育文化の向上	1 幼児教育 2 学校教育 3 社会教育 4 文化 5 スポーツ
		5 計画を推進するために	1 みんなですすめるまちづくり 2 行財政運営

施策の展開方向

- 観光振興を通じた交流人口の増加を目指します。
- 祐徳稲荷神社を核として、四季を通じた有明海や多良岳山系の自然や肥前浜宿、酒蔵^{ありあけかい}ツーリズム^{たらだけ}などの観光資源を結ぶことで、市内の回遊性を高め、長い時間滞在してもらえるような観光地を目指します。
- 「かしま観光戦略プラン」の実現に努めます。
 ① 圏地型観光の実現
 鹿島酒蔵^{ありあけかい}ツーリズム^{たらだけ}やニューツーリズム、干潟体験などといった鹿島ならではの素材を活かしながら、観光客の市内回遊の仕組みづくりを充実させます。
 ② 鹿島流おもてなし
 おもてなしのために必要となる、鹿島の魅力を学ぶ勉強会の開催やガイドの育成といった「人材育成」に努めます。
 ③ 情報発信の強化
 効果的な広報媒体を使って、タイムリーで、より効果的な情報発信を行います。
- 道の駅鹿島の観光拠点機能を強化します。

施策の展開方向

- 重要伝統的建造物群保存地区に選定された浜町地区や大村方地区の景観の保存に努めます。
- 伝統的町並みに対し、火災に強いまちづくりへ向け策定した防災計画に基づき、地域住民と一体となって防災機能の充実を図ります。
- 公共施設等の整備による住環境の改善を行います。
- 空き家となった伝統的な建物を観光資源としての活用や入居者を募り定住促進を図ります。

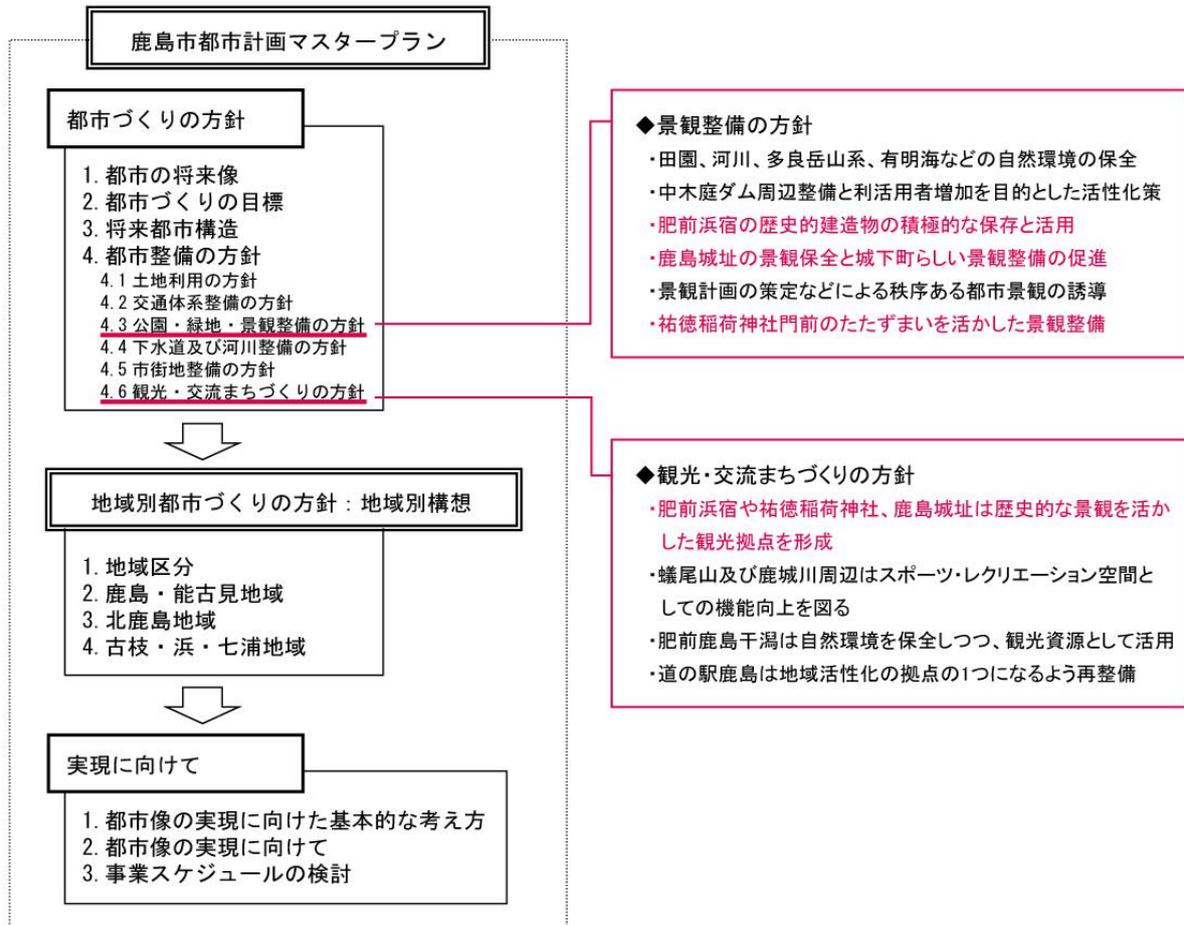
施策の展開方向

- 歴史資料、伝統文化、民俗芸能、伝統行事等を後世に継承すると同時に、学校教育や社会教育の場に活用し、市民の郷土文化への理解を深めます。
- より多くの市民が、芸術や文化に親しみ、接するために、学習機会の拡充に努めます。
- まちのシンボルとして新しい市民会館を整備推進し、多彩な文化芸術活動の創造・発信、多様な市民交流の拠点づくりに取り組みます。

図：第六次鹿島市総合計画の体系（『第六次鹿島市総合計画』より 一部加筆）

(2) 鹿島市都市計画マスタープラン（平成13年(2001)策定、平成28年(2016)改定）

本市では、平成13年(2001)に策定していた「鹿島市都市計画マスタープラン」を平成28年(2016)に改定している。このマスタープランにおいて、都市づくりの方針のひとつである「景観整備の方針」として、肥前浜宿や鹿島城址、祐徳門前町の歴史や文化を活かした景観整備を推進することを示している。また、「観光・交流まちづくりの方針」として、肥前浜宿や祐徳稲荷神社、鹿島城址では歴史的な景観を活かした観光拠点を形成することを掲げている。



図：鹿島市都市計画マスタープランの体系（『鹿島市都市計画マスタープラン』より 一部加筆）

(3) 鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年(2015)策定）

本市では、平成 27 年(2015)10 月に「鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。これは「鹿島市人口ビジョン」に示されている現状や将来展望に即して、平成 27 年(2015)から平成 31 年(2019)の 5 年間の目標や基本的な方向、具体的な施策について示したものである。

政策目標の一つに「定住促進と交流人口の拡大」を据えており、その中には「空き家となった伝統的な建物の観光資源や定住促進のための活用」、「伝統的な町並みや景観を活かした地域振興の推進」といった歴史的風致の維持及び向上につながる戦略を示している。加えて、「祐徳稲荷神社を核として市内回遊の仕掛けづくり」や「酒蔵ツーリズム®の推進」など、鹿島市の歴史的風致を活かす具体的な方策も基本戦略に位置づけている。

また、「安全・安心の確かな暮らしを営む、ずっと住み続けたいまちの実現」の政策目標の中では、肥前鹿島駅の整備や伝統芸能等の保存に対する支援等を基本戦略として位置付けている。

なお、次期計画（平成 32 年（2020）～平成 36 年（2025））についても策定予定である。

鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略【概要版】 【戦略の期間】平成 27 年度～ 31 年度

政策目標 1 鹿島の「ものづくり」をさらに磨きあげて、鹿島ならではのしごとを生み出す

【数値目標】

- ◆製造業従業員数（従業員 4 人以上）5%増 平成 25 年度 2,205 人 → 平成 31 年度 2,315 人
- ◆商業従業者数 5%増 平成 19 年度 2,853 人 → 平成 31 年度 2,995 人
- ◆製造品出荷額（4 人以上）5%増 平成 25 年度 4,667,233 円 → 平成 31 年度 4,900,594 円
- ◆新規就農者、農業後継者への支援施策による新規就農者 5 人/年

【基本的方向】

長い歴史の中で磨いてきた「ものづくり」をさらに磨きあげ、地域資源と組み合わせ付加価値の高いものづくりを推進することによって、足腰の強い地域産業の構築と就業機会の拡大を目指していきます。

基本戦略

- ◆新規就農者、農業後継者への支援
- ◆米政策の改革に対応するため需要に応じた生産への取組み支援
- ◆農産物のブランド化と生産コスト低減による競争力の強化
- ◆漁場環境改善の推進
- ◆既存中小企業者・新規創業者及び第 2 創業者への支援
- ◆地域経済の活性化と雇用の場を確保するための既存工場に対する支援
- ◆中心商店街の再活性化と地域が持つ特有の強みを生かした商店街づくり
- ◆新たな産業の創出と産業活性化施設「海道しるべ」の活用
- ◆産業界の連携構築
- ◆戦略的な産業活性化を通じた産業の振興・発展
- ◆雇用の安定と就業場所の確保に向けた企業誘致の推進
- ◆雇用の拡大・創出に係る地元大学との連携

政策目標 2 定住促進と交流人口の拡大

【数値目標】

- ◆空き家バンク制度や空き家入居促進事業等の施策で転入した世帯数 平成 31 年度 24 世帯
- ◆交流人口の増加（観光客入込数）5%増 平成 27 年度 3,256 千人 → 平成 31 年度 3,418 千人

【基本的方向】

良好な住環境を提供するため、定住環境の情報を積極的に発信するとともに、新規転入者及び市外在住の若い夫婦の生活拠点としての住宅を整備します。また、空き家・空き地の有効活用を通して、地域の活性化と鹿島市への定住促進を図ります。さらに市での回遊性を高め、長時間滞在可能な観光施策を行っていきます。

基本戦略

- ◆U・I・J ターンや本市居住希望者の定住促進のための空き家バンク制度の普及
- ◆居住の安定や定住促進のための子育て世帯向け住宅の供給
- ◆空き家となった伝統的な建物の観光資源や定住促進のための活用
- ◆伝統的な町並みや景観を活かした地域振興の推進
- ◆鹿島を応援してくれる人への情報発信、ふるさと納税の推進
- ◆地方への移住を考えている人への情報発信
- ◆祐徳稲荷神社を核として市内回遊の仕掛けづくり
- ◆観光客の市内回遊の仕組みづくり
- ◆鹿島流おもてなし
- ◆酒蔵ツーリズム®の推進
- ◆道の駅をはじめとした観光関連施設の整備・充実
- ◆インバウンド受け入れ態勢整備に向けた取り組み
- ◆スポーツイベントの誘致及びスポーツ合宿の推進

政策目標 3 若者の定住を促し、安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりの推進

【数値目標】

- ◆出生数（5%増） 平成 27 年度 291 人 → 平成 31 年度 305 人
- ◆「児童福祉・子育て支援の充実」に対する満足割合 平成 27 年度 45.4% → 平成 31 年度 55.4%

【基本的方向】

「結婚・出産・子育て」という人生のライフステージそれぞれにおいて、安心して子供を産み育てられる環境をつくるため、一貫した切れ目のない支援と、地域や社会で子育てを支える環境づくりを推進します。

基本戦略

- ◆教育・保健提供体制の確保
- ◆多様な保育ニーズに対応した子育てサービスの環境整備
- ◆子育て支援に関する地域資源の活用とマンパワーの育成
- ◆利用者支援事業による子育て世帯の個別ニーズの把握
- ◆母子保健サービスの充実
- ◆学習意欲の向上、主体的に学習に取り組む姿勢と態度の醸成
- ◆ICT（情報通信技術）利活用教育の推進
- ◆学校施設の計画的な大規模改造事業の実施

政策目標 4 安全・安心の確かな暮らしを営む、ずっと住み続けたいまちの実現

【数値目標】

- ◆「住みやすいまちと感じている」市民の割合 平成 27 年度 78.3% → 平成 31 年度 83.3%以上
- ◆「防災対策の推進」に対する満足割合 平成 27 年度 46.4% → 平成 31 年度 56.4%
- ◆「道路網の整備」に対する満足割合 平成 27 年度 44.2% → 平成 31 年度 50.0%
- ◆「生涯学習の充実」に対する満足割合 平成 27 年度 64.3% → 平成 31 年度 70.0%
- ◆「歴史・文化財・伝統行事の保存活用」に対する満足割合 平成 27 年度 65.9% → 平成 31 年度 70.0%
- ◆「環境対策の充実」に対する満足割合 平成 27 年度 58.2% → 平成 31 年度 63.2%

【基本的方向】

防災・減災体制の強化と防災情報の迅速な伝達システムを構築するとともに、市民の暮らしを豊かにしていくために都市基盤の整備を図っていきます。また、人と人との「絆」を強めていくことや心身とも健康な体で暮らせるように「健康」を維持していきます。さらに、郷土愛を育むふるさと教育や生涯学習の充実、地域の民俗芸能などの文化継承を図り、「地域に愛着が持てる」、「このまちに住んでよかった」と市民が思えるようなまちづくりを目指します。

基本戦略

- ◆行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化
- ◆防災体制の強化
- ◆水道施設の計画的な整備・更新
- ◆森林資源の維持
- ◆疾病予防の取組
- ◆感染症対策の充実
- ◆肥前鹿島駅整備の推進
- ◆公共交通体系等の整備
- ◆西牟田地区（商業地）の混雑解消を目的とした道路の整備
- ◆人にやさしい道路の整備とバリアフリー化
- ◆花と緑を育てる市民運動の拡大
- ◆環境都市の形成
- ◆自然共生社会の形成
- ◆新しい市民会館の整備による生涯学習施設（エイブル）と連動した市民文化交流の場の提供
- ◆生涯学習の環境整備
- ◆図書館の利便促進及び読書習慣の定着のための事業展開
- ◆地域の絆づくりの推進
- ◆伝統芸能等保存に対する支援
- ◆CSO 活動に対する支援・相談体制の充実

図：鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略の体系（概要版を基に作成）

(4) 鹿島市環境基本計画（平成 14 年(2002)策定、平成 26 年(2014)改訂）

鹿島市環境基本計画は、市民、事業者、行政が一体となって、循環型共生型社会の確立を目指し、地域の特性を活かした長期的展望に立つ、環境行政の指針となる総合的な計画として、平成 14 年(2002)に策定、平成 26 年(2014) 3 月に改訂したものである。

目指すべき環境像として、有明海と多良岳山系の自然環境が与える水や食料、活力を育む癒しに着目し、有明海や多良岳山系などの自然に親しみ、自然を大切にすることを醸成し、人と自然が共生し、自然豊かで潤いのある「ふるさと鹿島」を掲げている。

長期的な目標と行動計画として、伝統的まちなみ・集落の保存と活用を挙げており、文化財の保存と活用、芸術文化の継承、振興を施策として位置付けている。

なお、第三次環境基本計画（平成 31 年（2019）から平成 35 年（2023））を策定予定である。

鹿島市環境基本計画（改訂）

第1章 計画改訂にあたって

1. 計画改訂の背景
 - 基本理念
2. 計画の位置付け
 - (1) 計画の性格
 - (2) 計画の期間

第2章 鹿島市の環境

1. 位置・地勢・気候
2. 水環境
3. 景観

第3章 目指すべき環境像

1. 豊かな水と緑に囲まれたふるさと『自然かしま』
2. 長期的目標と行動計画
 - (1) 生活環境
 - (2) 自然環境
 - (3) 伝統的まちなみ・集落の保存と活用
 - (4) 循環型社会の構築

第4章 計画の実現を目指して

1. 推進体制
 - (1) 推進体制の整備
 - (2) 協働・役割分担
 - (3) 広報・啓発活動
 - [市民の役割]
 - [事業者の役割]
 - [行政（鹿島市）の役割]
2. 進行管理・評価・見直し

施策の概要		行動計画の内容		役割分担		
				市民	事業者	行政
(3) 伝統的まちなみ・集落の保存と活用 【文化、歴史遺産】						
文化財の保存と活用	歴史的文化財の調査・保存を進めます。	○	○	○		
	景観形成地区の指定による歴史的まちなみの保存及び整備に努めます。	○	○	○		
	歴史的な建造物を中心に景観を整備し、観光資源としての活用を推進します。	○	○	○		
	歴史的観光資源の回遊（オルレ）の検討を進めます。	○	○	○		
芸術文化の継承、振興	伝統行事の継承活動を支援します。	○	○	○		
	伝統工芸の振興・活用を行います。	○	○	○		

図：鹿島市環境基本計画の構成（『鹿島市環境基本計画』より 一部加筆）

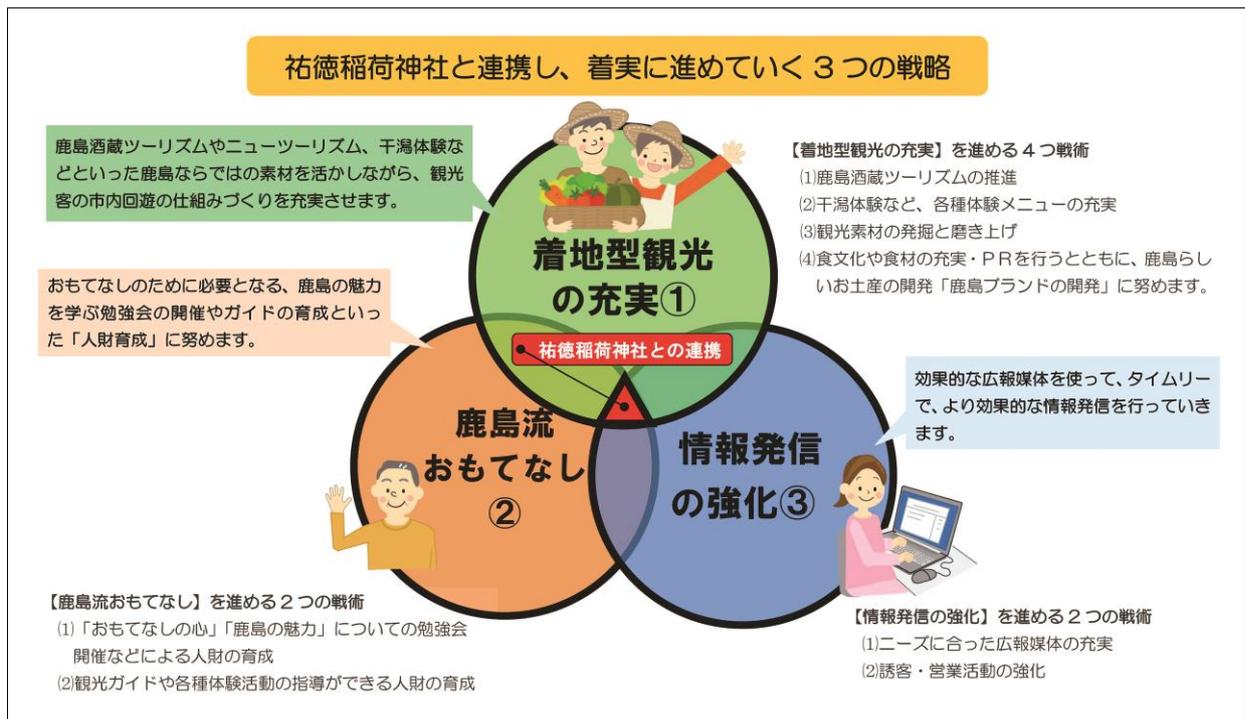
(5) かしま観光戦略プラン Ver.2.1 (平成 28 年(2016)策定)

本市では、平成 21 年(2009)2 月に策定した「かしま観光戦略プラン」に基づき、平成 25 年(2013)まで観光施策を展開してきた。平成 26 年(2014)に、それまでの取り組みを活かしつつ、より着実に施策を展開するために、「かしま観光戦略プラン Ver.2」を策定し、その後、平成 28 年(2016)に「かしま観光戦略プラン Ver.2.1」を策定した。

「かしま観光戦略プラン Ver.2.1」では、まず年間 300 万人が訪れる祐徳稲荷神社を核として、有明海や多良岳山系の四季の自然と、肥前浜宿などを観光資源として結ぶことで、市内の回遊性を高め、長時間滞在してもらえるような観光地を目指すとしている。

具体的な戦略の一つとして、着地型観光を掲げ、祐徳稲荷神社と「鹿島酒蔵ツーリズム®の推進」、「干潟体験など、各種体験メニューの充実」、「観光素材の発掘と磨き上げ」等との連携を行うことを戦術としている。

このように祐徳稲荷神社や肥前浜宿といった歴史的建造物やまちなみ、さらには有明海、多良岳山系において受け継がれてきた人々の活動を観光に活かすことを、本市の戦略として位置付けている。



図： かしま観光戦略プラン Ver.2.1 の戦略と戦術 (『かしま観光戦略プラン Ver.2.1』より転載)

(6) 鹿島市農業振興地域整備計画（平成 29 年（2017）変更）

本市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の健全な発展、農地の合理的な利用の基本となる「鹿島市農業振興地域整備計画」を策定している。

土地利用の方向として、農用地における、各地域の自然条件や社会経済的条件等に応じた、特色ある農業の展開による効率的な利用と生産性の向上、必要な農用地の確保と整備を図ることとしている。また、生活環境施設の整備の目標の一つとして「豊かな地域資源を活用し、都市と農村地域の新たな対流を進める」ことが掲げられている。

鹿島市農業振興地域整備計画の構成	
第1 農用地利用計画 1 土地利用区分の方向 (1) 土地利用の方向 (2) 農業上の土地利用の方向 2 農用地利用計画	<記載内容の概要（一部抜粋）> 土地利用の基本方向として、農用地においては市街地近郊地域、平坦地域、中山間地域等それぞれの地域の自然条件や社会経済的条件等に応じた、特色ある農業の展開による効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、国の内外における食料の長期的な需給動向を考慮し、市内の農業生産力の維持強化に向け、必要な農用地の確保と整備を図る。
第2 農業生産基盤の整備開発計画 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 2 農業生産基盤整備開発計画 3 森林の整備その他林業の振興との関連 4 他事業との関連	
第3 農用地等の保全計画 1 農用地等の保全の方向 2 農用地等保全整備計画 3 農用地用の保全のための活動 4 森林の整備その他林業の振興との関連	
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 2 農業経営規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	
第5 農業近代化施設の整備計画 1 農業近代化施設の整備の方向 2 農業近代化施設整備計画 3 森林の整備その他林業の振興との関連	
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 2 農業就業者育成・確保施設整備計画 3 農業を担うべき者のための支援の活動 4 森林の整備その他林業の振興との関連	
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 3 農業従事者就業促進施設 4 森林の整備その他林業の振興との関連	<記載内容の概要（一部抜粋）> (1) 農村の混在化、少子高齢化やライフスタイルの多様化に伴う地域社会全体の活力低下に対し、地域住民の自主性と創意工夫により、活力あるコミュニティづくりを進める。 (2) 環境保全活動等により、水と緑を活かした美しく住みよい農村環境づくりを進める。 (3) 本市の豊かな地域資源を活用し、都市と農村地域の新たな対流を進める。 (4) 健全な食育の普及や学校教育との連携等による農作業体験学習の充実、さらに消費者と農業・農村における多様なふれあいの場の創出等により、食料・農業・農村について、消費者と農家の相互理解を深める。
第8 生活環境施設の整備計画 1 生活環境施設の整備の目標 2 生活環境施設整備計画 3 森林の整備その他林業振興との関連 4 その他の施設の整備に係る事業との関連	
第9 付図	

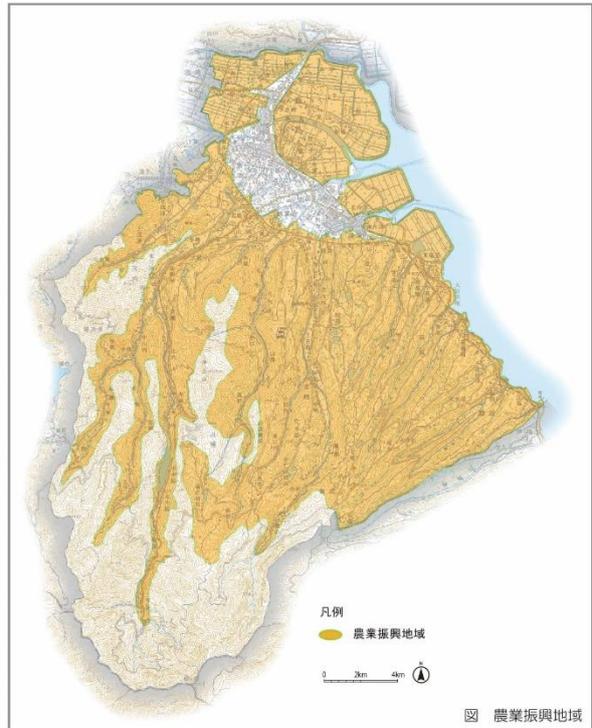


図 農業振興地域整備計画書の構成と農業振興地域の範囲

(7) 鹿島市浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区保存計画(平成18年(2006)策定)・
鹿島市浜中町八本木宿伝統的建造物群保存地区保存計画(平成18年(2006)策定)

本市では、鹿島市歴史的景観条例に基づき、「鹿島市浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区保存計画」及び「鹿島市浜中町八本木宿伝統的建造物群保存地区保存計画」を策定している。

本計画はそれぞれの伝統的建造物群保存地区の保存に関して定めた計画であり、保存の方針や、保存地区内における伝統的建造物群の特定、保存のための建築物等に関する基準等を示している。

保存の方針としては、「保存地区では、歴史的風致の維持、回復、形成を図るため、伝統的建造物群の特性を備えた建築物や工作物、これと一体をなす環境要素を保存すべき物件として特定し、建築物等の現状変更に対しては、適切な基準を設ける」として、両計画に共通している。

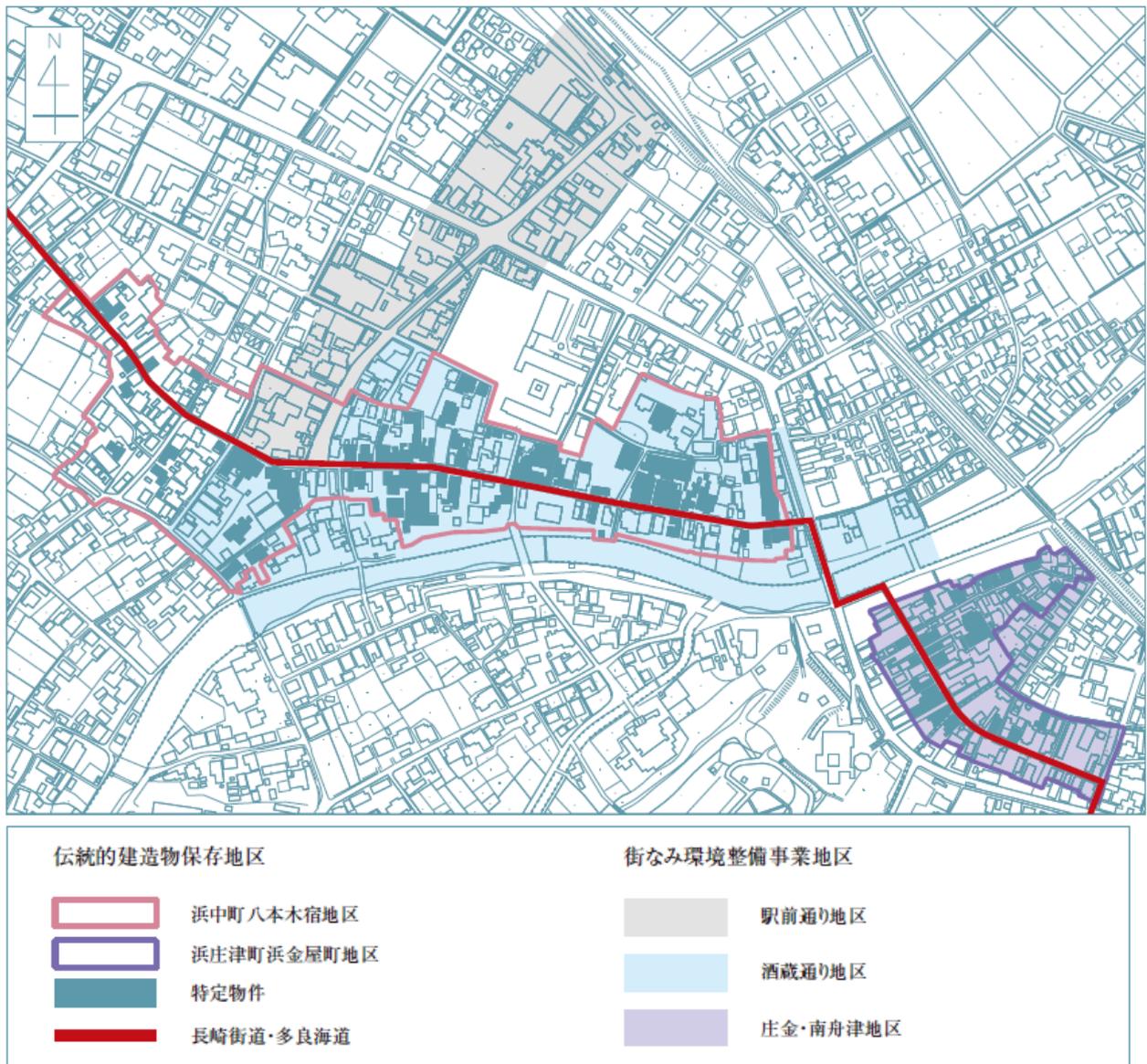


図 伝統的建造物群保存地区の範囲 (出典:『肥前浜宿～重要伝統的建造物群保存地区概要パンフレット』)

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 基本的な考え方

2章において、本市の維持向上すべき歴史的風致として、「肥前浜宿に息づく人々の営みにみる歴史的風致」、「祐徳稻荷神社参拝と地域の営みにみる歴史的風致」、「鹿島城址と琴路神社の祭りにみる歴史的風致」、「浮立と獅子舞にみる歴史的風致」の4つを整理した。このような本市の歴史的風致は、豊かな自然環境と近世に築かれた歴史文化を土台として脈々と受け継がれてきたものである。

このような環境の中で、平成28年(2016)に策定した「第六次鹿島市総合計画」で掲げる目標像に即し、歴史的風致の維持向上を進めていくことは、地域への更なる愛着の醸成につながるものと期待される。

一方、歴史的建造物の老朽化や歴史や文化を反映した活動の継承が困難になっていること、歴史的建造物を取り巻く環境の悪化、認知向上の取組みが不十分であるといった課題が生じている。

上記を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上のため「歴史的建造物の保存と活用」、「歴史や伝統を反映した人々の活動」、「歴史的建造物を取り巻く環境」、「歴史文化の認知」の4つに関する方針を設定する。



図 総合計画と本計画の関係性

(2) 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

重伝建地区内では、伝統的建造物群保存地区制度などの支援制度の活用による修理や修景等の整備が行われ、歴史的建造物の保存・活用が推進されてきた。一方、重伝建地区外では、歴史的建造物の保存・活用に関する支援制度が少ないこともあり、歴史的建造物の老朽化や空き家の増加、管理の不十分な建造物などが見られ、これらの建造物への対応などが課題となっている。

今後は、重伝建地区外を含め、歴史的建造物の保存と活用に関する対策を強化し、多くの歴史的建造物を将来にわたって守り、活かしていくことを目指す。

具体的には、既に整備している歴史的建造物は、引き続き適切な維持管理を行うとともに、公開施設として積極的に活用していく。

これに加えて、これまで十分な保護措置の図られていない歴史的建造物は必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定するなど、積極的な保存・活用を促す。この際、修理費の助成といった支援を行い、専門家の指導、助言を踏まえた適切な修理に努め、技術の伝承を支える。

空き家となった歴史的建造物に対しては、継続的な支援策の検討を行い、新たに入居するものに対し、引き続き建物の改修費用や家賃等の助成を行うなど、積極的な管理・活用を促進する。

2) 歴史や伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

歴史や伝統を反映した人々の活動については、後継者不足により技術の伝承が困難なこと、道具の更新が負担となることなどから、継承していくことが困難な状況になっている。

今後は、歴史や伝統を反映した活動を継承する人々と連携し、活動の発信機会の創出や継承に求められる施策を講じるなど、積極的に活動の継承を支えていくことを目指す。

具体的には、民俗芸能の後継者や保存団体等と連携し、市内外への情報発信や後継者育成を図る。例えば、現在実施している「伝承芸能フェスティバル」といった民俗芸能を定期的に披露する機会を今後も継続していく。

芸能で使用する道具が老朽化している場合には、必要に応じて学識経験者の指導を受け、伝統的な意匠や技術に即した修理や新調に対する支援策の充実を図る。

この他、浜川を利用した活動を行う団体や担い手等と積極的に連携し、官民双方の取組みによって活動の継承を図る。

3) 歴史的建造物を取り巻く環境の保全と形成に関する方針

歴史的建造物を取り巻く環境については、空き地や道路付帯施設等が景観を阻害する要素となっており、歴史的建造物を取り巻く環境整備や景観保全の取組みが十分でない。

今後は、歴史的風致と調和した景観誘導を施策的に行うことで、歴史的建造物を取り

巻く環境整備と景観保全の一体的な推進を目指す。

具体的には、歴史的建造物の周囲において景観を阻害している要素に対して、適切な管理や整備を推進し、特に、来訪者が多く訪れる場所では、歴史的建造物の保存・活用とともに、周辺の建造物の修景や道路の美装化などを推進していく。

加えて、市全域において、防災訓練や防災設備の定期点検等の強化に努め、歴史的建造物の周辺環境の防災性能の向上を図る。

また、景観計画の策定を検討し、市全域の建築物や屋外広告物に対する規制誘導の推進を図る。

4) 歴史文化の認知に係る体験機会の創出に関する方針

本市を訪れる観光客が増加傾向にあるものの、情報発信が不十分であったり、回遊性が効果的に図られていなかったりなど、本市の魅力が十分に活かされていないことが懸念される。また、歴史や文化にふれる機会が不十分であることから、本市に受け継がれる歴史や文化への関心が低下していることも危惧される。

今後は、市内外に向けて、歴史や文化を積極的に発信していくことで、市民や来訪者の関心の醸成につなげていく。

具体的には、市民に対し、幅広い世代が歴史文化に親しむことができる機会を積極的に創出する。特に小中学生に向けては学校教育のなかで歴史的風致について学ぶ機会を設定する。また、これまで知られていなかった歴史文化を積極的に発信するために、まだ制作を行っていない地域や歴史に関するパンフレットの制作を行い、来訪者に対しては、多言語化等の多様なニーズに対応した情報発信を展開していく。

また、快適な散策を促進するために、回遊ルートの強化を図り、不足する箇所には誘導サインを設置するなど、歴史文化にふれるスポットへのアクセスの明瞭化を進める。さらに、立ち寄りスポットにおいて、案内板や情報媒体の整備を行うなど、現地において歴史的風致への認知を高められる仕組みを構築する。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施体制は、策定時に関係各課から構成した庁内策定会議を基に「鹿島市歴史まちづくり推進会議」を組織し、関係組織間の積極的な連携を行い、情報共有を行っていくことで、歴史的風致の維持及び向上のための多分野にわたる施策を推進していく。

事務局は都市建設課が務め、特に文化財を担当する生涯学習課と、産業を担当する農林水産課、商工観光課との緊密な連携を図る。

また、歴史的風致の維持向上に資する各種事業等の実施・推進にあたっては、国、県の関係機関への相談を行い、事業の推進に関わる指導や支援を受ける。

法定協議会としては「鹿島市歴史まちづくり協議会」を本計画策定後も継続し、定期的に協議会を開催し、事業の進捗状況の共有や協議を行う。

必要に応じて、関係する審議会や文化財所有者、管理者やまちづくり団体、市民なども連携する。

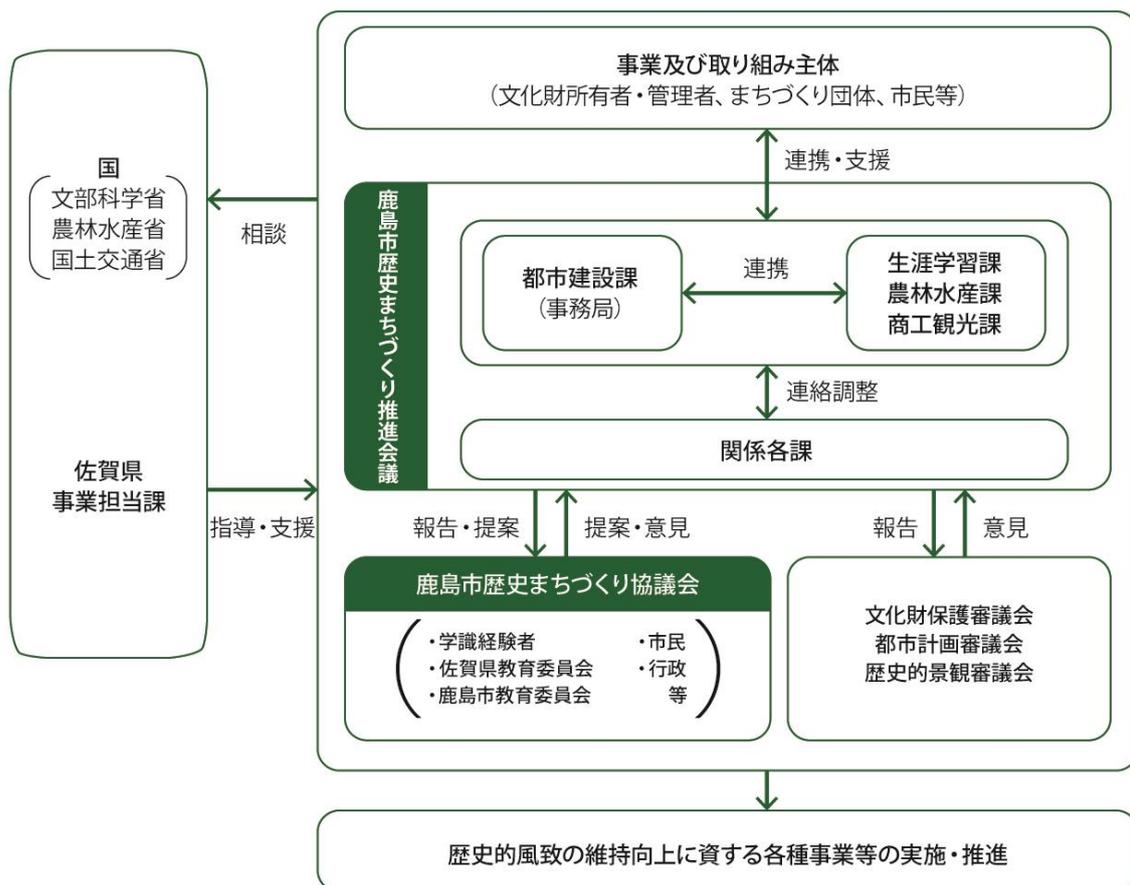


図 計画の推進体制